

特集 第12次労働災害防止計画と 産業保健活動の関わり方

1・特集

4月からスタートした「第12次労働災害防止計画」（以下、12次防）では、労働災害における死亡者数と死傷者数の減少数値目標が定められ、その目標達成にともなう6つの重点施策が定められた。

そこで本稿では、同計画の概要紹介と各重点施策について、12次防を策定した厚生労働省安全衛生部の各課に解説していただく。

第12次労働災害防止計画 の概要

厚生労働省 労働基準局安全衛生部 計画課

この4月から、第12次労働災害防止計画がスタートした。リーマン・ショック以降の景気の低迷からの回復や東日本大震災からの復旧・復興に向けた工事に抱車がかかる中で、労働災害は3年連続で増加し、いまだ出口が見えない状況が続いている。このような中にあって、労働災害防止を巡る問題点を洗い直し、論点を絞ってまとめ上げられたのが今回の計画である。

本稿では、第12次労働災害防止計画（以下、12次防）のポイントについて記述する。

1. 近年の労働災害発生状況と 12次防の重点

平成20年度を初年度とする第11次労働災害防止計画（以下、11次防）では、①死亡災害の20%削減、②休業4日以上の死傷災害の15%削減、③定期健康診断有所見率の増加傾向に歯止めをかけ減少に転じさせる、の3点を目標に掲げた。計画最終年（平成24年）

の実績では、死亡者数は19年比20%減に相当する1,086人を上回る1,093人、休業4日以上の死傷者数は19年比15%減に相当する111,757人を大きく上回る119,576人であった。また定期健康診断の有所見率は平成23年まで52.7%と増加傾向が続いているなど目標達成には至らなかった。

休業災害は、リーマン・ショック後の平成21年に大幅に落ち込んだ後、平成22年以降は休業災害件数が増加に転じ、特に第三次産業の災害件数の増加が全体の件数を押し上げる傾向が見られる（表1）。

2. 12次防のポイント

これまでの労働災害防止計画は、安全衛生行政の全般にわたって実施事項を網羅的に記載していたが、12次防の策定に際しては、労働災害が3年連続で増加し、また、東日本大震災の復旧・復興をはじめとする、社会経済情勢の大きな動きがあることなどを

表1. 労働災害発生状況の推移 (人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
製造業	36,196 (100)	34,464 (95)	27,995 (77)	28,643 (79)	28,457 (79)	28,291 (78)
建設業	20,764 (100)	19,280 (93)	16,268 (78)	16,143 (78)	16,773 (81)	17,073 (82)
第三次産業	50,076 (100)	51,099 (102)	48,172 (96)	49,320 (98)	50,243 (100)	51,850 (104)
陸上貨物運送	15,579 (100)	15,443 (99)	13,233 (85)	13,815 (89)	13,820 (89)	13,384 (89)
全産業	131,478 (100)	129,026 (98)	114,152 (87)	116,733 (89)	117,958 (90)	119,576 (91)

(注)下段()内は、H19を100とした時の指数

踏まえて、災害防止および健康確保に向けた焦点を絞った記述としている。

12次防がこれまでの計画と異なるポイントとしては、大きく3点ある。1点目は重点対策ごとの数値目標の設定である。死亡災害、休業4日以上の死傷災害とともに、5年間で15%以上の減少を計画の全体目標とした上で、重点業種や重点疾病ごとに数値目標を設定し、その進捗状況を毎年確認、評価することとした(表2)。

2点目は、第三次産業を最重点業種に位置づけたことである。小売業などをはじめとする第三次産業は、災害件数は多いものの死亡災害のような重篤な災害が少ないため、安全衛生意識の醸成が難しく、業界としての安全衛生対策への取組みは十分とはいえない。このため、災害件数の多い小売業、社会福祉施設および飲食業をターゲットとして、対策に取り組むこととした。

3点目は、これまでの安全衛生活動によって災害防止のノウハウが蓄積され、多くの人材が育ってきている建設業や製造業は、死亡災害に重点を絞って取組みを展開するということである。

3. 12次防の構成と安全衛生対策

12次防は大きく6つの柱から構成されており、その全体像は図のとおりである。

1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

12次防では、労働災害減少に向けた重点業種を「件数削減」と「死亡者数削減」の2種類に分け、前者の重

表2.12次防の目標

平成24年と比較して平成29年までに ・労働災害による死者の数を15%以上減 ・休業4日以上の労働災害による死傷者数を15%以上減	
重点事項	目標
小売業	死傷者数を20%以上減
社会福祉施設	死傷者数を10%以上減
飲食店	死傷者数を20%以上減
陸上貨物運送	死傷者数を10%以上減
建設業	死者数を20%以上減
製造業	死者数を5%以上減
メンタルヘルス対策	取り組んでいる事業場の割合80%以上
過重労働対策	過労労働時間60時間以上の雇用者割合30%減
化学物質による健康障害防止対策	危険有害化学物質にSDS交付等を行う化学物質製造者割合80%以上
腰痛対策	(社会福祉施設の目標を援用)
熱中症対策	死傷者数を20%以上減(計画期間比)
受動喫煙防止対策	職場で受動喫煙を受ける労働者割合15%以下

点業種を第三次産業と陸上貨物運送事業、後者の重点業種を建設業と製造業とした。

業種や安全衛生の課題ごとの対策については、本稿後の安全衛生各分野の記述をご覧いただきたく省略するが、その他この項では、業種横断的な取組みとして、リスクアセスメント普及促進を進めるとともに、年金支給開始年齢の引き上げ等により高年齢労働者の増加が見込まれることから、加齢による身体機能の低下と基礎疾患率の高さの2点に着目して、対策を進めることを記述している。

2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

行政のさらなる減量、効率化が求められる中で、12次防ではこれまでの取組みの中で消防団体や安全衛生分野の専門家が蓄積してきたノウハウを活かすことを前面に打ち出した。法令違反への指導は行政でなければできないが、災害防止に係る技術的事項などはコンサルティング的な手法で取り組むことが効果的であり、その担い手として労働安全・衛生コンサルタントをはじめとする専門家や、企業で長年安全衛生活動を行ってきた方などが活躍できる仕組みづくりを考えている。また、業界団体との連携に

図.12 次防の構成



より政策の実効性の確保にも取り組むこととした。

さらに、事業場における安全衛生活動を技術面から側面支援できるような外部専門機関を育成し、その活用により小規模事業場でも一定レベルの安全衛生活動が行える仕組みを検討することとした。

3)社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

安全衛生問題は、環境問題などに比較すると一般社会でも認知度は必ずしも高くない。そこで、労働環境水準を総合的・客観的に評価するなどにより、企業での取組みの見える化を促し、安全衛生活動へのモチベーションを向上させることとした。また、取組みが低調な企業に対しては、経営トップの意識改革を促し、法令違反による重大な労働災害を繰り返し発生させたような企業に、着実に労働環境の改善を図らせる仕組みを検討することとした。

また、転倒や腰痛などの行動災害は、無意識による不安全行動に誘発される度合いが高いため、労働者本人の不安全行動を防止し、危険感受性を高める観点から、労働災害事例をはじめとする情報提供を進め、職域に限らず、地域や学校との連携により、国民全体の安全・健康意識の高揚を図ることとした。

4)科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進

厚生労働省所管の独立行政法人労働安全衛生総合研究所との連携を一層強化し、科学的根拠に基づいた安全衛生施策を推進することとした。

5)発注者、製造者、施設等の管理者による取組み強化

安全衛生対策は事業者責任が基本であるが、業務委託を受けた事業者が客先で作業を行う場合など、事業者の権限だけでは十分な災害防止対策が取れないような事案も生じている。このため、作業場所などのリスク低減措置を講じる権限のある発注者、機械等の製造者、施設等の管理者などに安全衛生管理責任を求める範囲を明確にするなど、より確実に労働災害防止対策が講じられる仕組みについて検討することとした。

6)東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

東日本大震災の復旧・復興工事の本格化により、工事量に見合った熟練技能者の確保が難しくなっており、現場の統括安全衛生管理を徹底させるとともに、アスベストばく露防止対策を着実に実施することとした。

原発事故を受けた対応としては、福島第一原発の廃炉に向けた作業や、除染作業における被ばく防止を徹底することとした。

12次防では、選択と集中を旨として重点事項を絞り込んだところであり、制度面の課題について、労使を含めた場で平成25年度から検討を行っていくこととしている。都道府県労働局では12次防をベースにした上で、県内の産業構造や災害動向などを踏まえた重点事項を設定して推進計画を策定し、指導を行っていく。

職場における健康と安全の確保対策を行うため、安全衛生関係団体、業界団体、専門家、事業者、労働者などすべての人の取組みが期待される。

労働災害・業務上疾病 発生状況の変化を踏まえた 安全課の取組み

厚生労働省 労働基準局安全衛生部 安全課

1. 労働災害を減少させるための 重点業種対策

労働災害を防止するための最重点業種に位置づけた第三次産業のうち、小売業や飲食店のほか、労働災害が減少していないまたは減少幅の小さい陸上貨物運送業種を重点業種として、次の取組みを進める。

1) 小売業に対する集中的取組み

小売業の労働災害のうち、事故の型別でもっとも多く、全体の約3割を占めるのが転倒災害である。これは、一般的に日常生活においても起こり得るものであり、事業者・労働者双方の労働災害防止に対する意識が軽薄になりがちで、結果として職場の安全意識が醸成されにくい環境にあることから、大規模店舗・多店舗展開企業を重点として、労働災害防止の意識の浸透・向上を図る。また、労働災害の多くがバックヤードで発生していることを踏まえ、危険箇所の見える化、リスクアセスメント、KY活動等による危険の低減を事業場に働きかける。このほか、国内外の好事例を収集し、意識啓発・指導に活用するとともに、経営や業務管理に安全管理を組み込んだモデルを作成し、その普及を図る。また、多発している転倒災害や切れ・こすれ災害等を防ぐため、作業性、安全性、経済性に優れる安全靴や安全手袋などの保護具や安全装置の開発を促進し、その普及を図る。

2) 飲食店に対する集中的取組み

飲食店における労働災害の半分は、転倒災害と切

れ・こすれ災害であることを踏まえ、事故の型によるこれらの災害防止を重点とし、災害防止活動の取組み事例の収集、安全衛生対策マニュアル等を作成し、その普及を図るとともに、これを活用して事業場への指導を行う。

3) 陸上貨物運送事業の災害防止対策

陸上貨物運送事業における労働災害の約7割が荷役作業時に発生していることを踏まえ、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を作成し、その周知を図る。また、トラック運転者が荷役作業を行う場合には、安全衛生教育の中で荷役作業の墜落・転落災害防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を安全衛生教育の中で充実・強化するとともに、荷役作業の作業手順の作成支援等に取り組む。このほか、荷主等が管理する施設での労働災害を防止するため、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書により明確にし、役割分担に基づいてそれが実施すべき措置を周知する。

2. 重篤度の高い労働災害を減少 させるための重点業種対策

死亡災害など重篤な災害の約3割を「墜落・転落災害」、「はざまれ・巻き込まれ災害」が占めており、「墜落・転落災害」のうち半数が建設業で、「はざまれ・巻き込まれ災害」のうち4割が製造業で発生していることから、建設業、製造業の重篤な災害防止に着目した取組みを進める。

1)建設業

労働災害が多く発生している足場からの転落・墜落災害防止対策の推進に加え、はしご、屋根等からの墜落・転落災害を防止するための機材・手法を、労働安全衛生総合研究所と協力して開発し、その普及を図る。また、一定条件下で墜落時の身体への衝撃が少ないハーネス型の安全帯を義務づける等、墜落時に衝撃が少ない安全帯の作業性にも考慮しつつ普及を図る。このほか、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化にともなう全国的な人材不足等によって、人材の質の維持や現場管理に支障が予想されることから、建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図り、新規に建設業に就労する新規参入者等に対する安全衛生教育等を確実に実施する。また近年、台風、大雨、大雪、竜巻などの自然災害が頻発し、今後も発生することが予想されるため、自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。

2)製造業

機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案について、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。また、団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績を持つ製造業でも安全衛生体制の維持・確保が課題となっていることを踏まえ、特に体制の弱い小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会による指導・援助活動を支援する。

3. 業種横断的な取組み

1)リスクアセスメントの普及促進

全体的に、リスクアセスメントの導入は進んでい

るもの、取組みの遅れている中小規模事業場に対して、リスクアセスメントの導入を促進する。一方で、取組みの進んでいる中小規模事業場に対しては、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。なお、これに当たっては、導入に向けてわかりやすい解説を盛り込んだ「中小規模事業場向けマネジメントシステム導入マニュアル」を作成するとともに、労働災害防止団体や労働安全コンサルタント等を活用する。

建設業では、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう、建設業労働災害防止協会と連携して指導する。

2)高年齢労働者対策

労働災害事例集等により、高齢者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体と連携して指導する。また、身体機能の低下や基礎疾患にともなう労働災害発生リスクの増大や労働者自身が取り組むべき事項について、教育を行うことにより注意喚起を図る。

3)非正規労働者対策

パートやアルバイトなどの非正規労働者に対する安全衛生活動の実態や労働災害の発生状況の把握を進めて、その結果を踏まえて必要な対策を検討する。また、建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、就業形態が多様化・複雑化する中で、労働災害防止の責任の所在があいまいにならないよう、多様な就業形態が混在するような労働現場に対して指導を行う際には、労働災害防止の責任の明確化を図る。

重点とする健康確保・職業性疾病対策について

厚生労働省 労働基準局安全衛生部 労働衛生課

1. メンタルヘルス対策

職場における強いストレスによる「うつ」などの精神障害は大きな社会問題となっており、労働衛生対策の重要な課題でもある。問題の深刻化は、労災認定件数の急増にも現れている(図1)。しかしながら、精神障害の発症要因は、長時間労働といったはっきりとした要因だけでなく、人間関係を原因とするものなど多様で、個人差もあるため、なかなか根本的な対策が取りづらい。

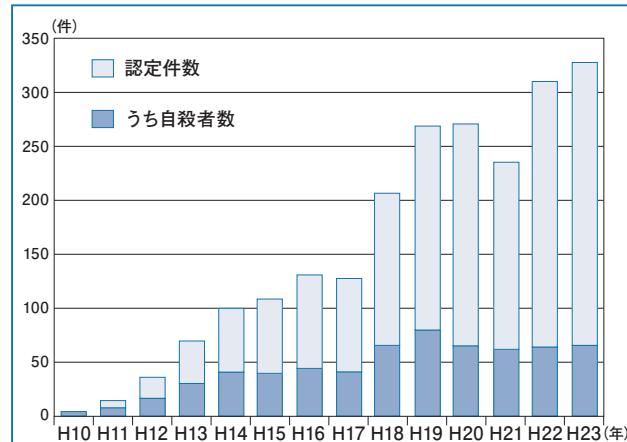
これまで4つのケア(労働者自身によるセルフケア、管理者などによるラインによるケア、職場の産業保健スタッフなどによるケア、外部の専門機関等によるケア)を中心として、早期発見・早期対応(治療)の取組みを進めるとともに、職場復帰に対する支援を促進するなどの対策を中心に進めてきた。しかし、今後はこれらの取組みをさらに総合的に進めるとともに、メンタルヘルス不調を予防するという観点から、職場のパワーハラスメント対策や、ストレスとなる要因を特定し、その低減を図るリスクアセスメントのような手法を検討する等についても取り組んでいく必要がある。

このため、以下のとおり目標を設定してメンタルヘルス対策に取り組むこととした。

【目標】メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする

- ・事業者による管理監督者、労働者への教育研修・情報提供を推進する。
- ・ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を通じた周知啓発等によりパワーハラスメント対策を推進する。
- ・職場の過度のストレスの要因を特定、評価し、リスクを低減させ、メンタルヘルス不調を予防する新しい手法を検討する。
- ・ストレスチェック等の取組みを推進する。

図1. 精神障害の労災認定件数の推移



・事業者への支援を充実・強化するとともに、事例集やモデルプログラムの作成により職場復帰支援を促進する。

2. 過重労働対策

1月の時間外労働が80時間を超えるような長時間労働を行い、脳血管疾患や心疾患、精神障害を発症し、死亡したとして労災認定された人は年間138人に上る(平成23年度)。

このため、計画では、以下のとおり目標を設定して過重労働の抑制と健康障害リスクの低減に取り組むこととした。

【目標】週労働時間60時間以上の雇用者の割合を30%以上減少させる(平成29年/平成23年比)

- ・健康診断やその事後措置を徹底し、労働者の健康障害リスクを大幅に低減させる。
- ・不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種を重点に、休日・休暇の付与・取得を促進する。
- ・恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種を重点に、「時間外労働の限度に関する基準」の遵守を図るなどにより、時間外労働の削減を推進する。

表1. 1月80時間以上の長時間労働を原因とする労災認定件数

1月の時間外労働時間数	脳・心臓疾患		精神障害	
	うち死亡		うち自殺	
80～100時間未満	105	43	29	9
100～120時間未満	58	24	38	15
120～140時間未満	46	17	28	9
140～160時間未満	16	5	8	5
160時間以上	21	4	21	7
合計	246	93	124	45

※平成23年度の数

3. 腰痛予防対策

腰痛は業務上疾病全体の6割を占め、なかでも介護施設等の社会福祉施設において、発生件数が大幅に増加している。このため、腰痛対策の目標は社会福祉施設の目標と共にものとした。また、腰痛は小売業や運送業でも多く発生しているため、計画では、以下のとおり取り組むこととした。

【目標】社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業4日以上の死傷者の数を10%以上減少させる

(平成29年/平成24年比、社会福祉施設の目標に同じ)

- ・介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に、雇い入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。
- ・介護機器の導入、腰痛健診の普及・徹底、腰痛を起こさない介助法の指導などにより介護労働者の腰痛を予防する。
- ・重量物を取り扱う業務について、腰痛予防に資する規制の導入を検討する。

4. 熱中症対策

熱中症による労働災害発生件数は、その年の夏の気温によって左右されるが、5年合計値で見ると、近年かなりの増加が見られている(図2)。このため、計画では、以下のとおり対策の強化に取り組むこととした。

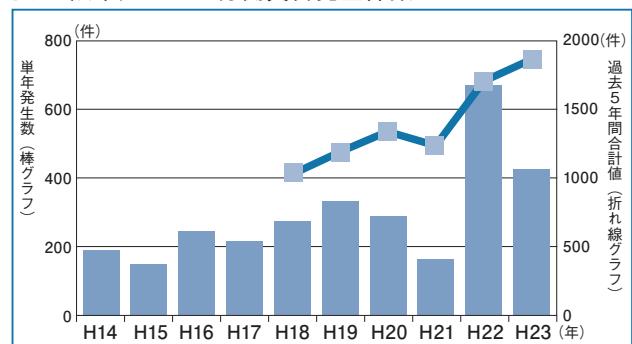
【目標】5年間の合計値で、職場での熱中症による死傷者の数を20%以上減少させる(平成25～29年の合計値/平成20～24年の合計値)

- ・夏季の一定の時間の屋外作業について、作業環

表2. 業種別の災害に占める腰痛割合と増減率

業種	腰痛件数			災害に占める腰痛の割合(H23)
	H14	H23	増減率	
製造業	971	811	-16.5%	2.8%
建設業	343	253	-26.2%	1.5%
交通運輸業	926	753	-18.7%	4.3%
農林水産業	82	82	0.0%	1.6%
卸売・小売業	769	732	-4.8%	4.8%
社会福祉施設	360	977	171.4%	16.1%

図2. 熱中症による労働災害発生件数



境の測定・評価と必要な措置を義務づけることを検討する。

- ・WBGT値(暑さ指数)の低減効果の観点から熱中症対策製品の機能評価基準を策定し、周知する。

5. 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策については、取組みが進んできている状況にはあるが、規模の小さい事業場を中心に、まだ不十分な状況にある。職場において、人体に有害なたばこの副流煙を労働者が吸うことのないように、環境を改善する必要がある。このため、計画では引き続き以下の取組みを行うこととした。

【目標】職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。

- ・受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発と事業者に対する効果的な支援を実施する。
- ・職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店、ホテル・旅館等のうち対応の困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。

化学物質対策分野の 施策について

厚生労働省 労働基準局安全衛生部 化学物質対策課

1. はじめに

職場において取り扱う化学物質の種類は多様で、取り扱う作業も多岐にわたる中で、化学物質による職業性疾病の発生は、依然として後を絶たない状況にある。

近年、化学物質による健康障害に関する労災支給決定件数(休業災害)が年間200件程度で横ばいで推移していることに加え、昨年は印刷業の事業場で胆管がんが集団発生していることが明らかになる事案があった。特定化学物質障害予防規則等の特別規則の対象となっていない化学物質について、健康障害を効果的に防止することが重要な課題となっている。

また、アスベスト関連疾患の労災請求件数は、平成24年度1,144件(対前年度比0.2%増)となっている。アスベスト自体は平成24年3月1日以降、全面的に製造禁止になっているものの、今後、アスベスト含有建築物の解体工事が平成40年頃にピークを迎えるとされていることから、建材中に含まれているアスベストによるばく露防止対策を徹底する必要がある。

このような状況下において、第12次労働災害防止計画(12次防)では、今後の化学物質管理対策として、次の施策を展開することとしている。

2. 化学物質による 健康障害防止対策

1) 発がん性に着目した化学物質規制の加速

化学物質を取り扱う労働者の健康障害防止のた

め、有害性が明らかになっていない化学物質について、発がん性に重点を置いて有害性評価とその結果等に基づく必要な規制を迅速に行う仕組みを構築することが必要である。

厚生労働省においては、近年、有害化学物質について、化学物質に係る労働者の作業内容ごとのばく露情報に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが特に高い作業等については、特別規則による規制を行うなどの取組みを進めている。平成24年度においてもインジウム化合物、エチルベンゼン、コバルトまたはその無機化合物について、その発がん性等のリスクを考慮し、新たに特定化学物質障害予防規則等の対象物質としたところである。

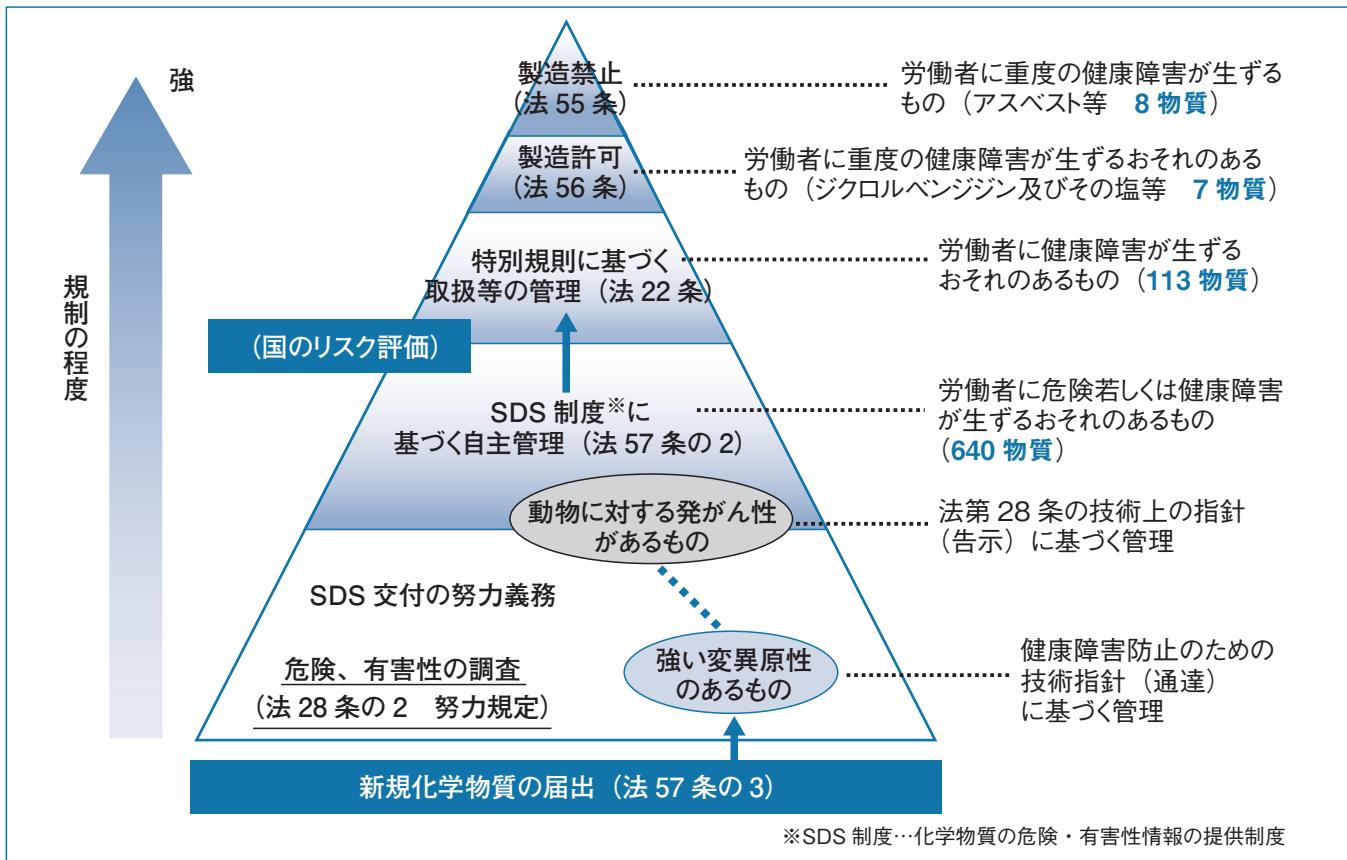
今般の胆管がん事案を契機に、特定化学物質障害予防規則等による規制のない化学物質について、有害性情報の活用、変異原性試験等の実施、がん原性試験の効率化等により、発がん性の可能性の評価の取組みを加速することとしている。

一方、化学物質のうち、強い変異原性等が確認され、労働者の健康障害のリスクが考えられる物質は、健康障害防止のための技術指針を作成し、周知、措置の徹底を図るなど、発がん性が疑われる段階での対策の強化も図ることとしている(図)。

2) リスクアセスメントの促進等と 危険有害性情報の適切な伝達・提供

化学物質を取り扱う事業場においては、その化学物質が特別規則の対象であるか否かにかかわらず、働く方々の安全と健康を守るために、まず

図. 化学物質の規制体系（労働安全衛生関係法令）



は安全データシート（SDS）を入手し、化学物質の危険有害性に応じた適切な化学物質管理を進める必要がある。化学物質の危険有害性がわからなければ、職場における安全衛生教育をはじめ、一連の化学物質管理を行うことができない。

リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、危険有害性の表示とSDSの交付の促進を図ることとし、12次防における重点施策として、次の目標を設定している。

【目標】

職場における化学物質管理の推進のため、平成29年までにGHS分類において危険有害性を有するすべての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上とする。

また、SDSによって入手した化学物質の危険有害性情報をもとに、化学物質に関するリスクアセスメントを促進するため、中小規模事業場に対し

ては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」などを周知・普及することとしている。

3. アスベストばく露防止対策

アスベスト含有建材を利用した建築物の解体が、今後増加することが見込まれるため、引き続きアスベストのばく露や飛散の防止を徹底するとともに、環境省、地方公共団体等と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処することとしている。また、建築物等の解体時等の事前調査の徹底、アスベスト除去工事を行う者等の能力向上、集じん・排気装置の整備に必要な情報の提供等を推進する。

また、アスベストを含む建築物の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、環境省、地方公共団体等とも連携して重点的に対応する。